

岩国医療連携情報システム利用者規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定により岩国市医師会（以下「医師会」という）が設置する岩国医療連携情報システム（以下「システム」という）に必要な事項を定め、医療倫理と個人情報の適切な取り扱いを遵守してシステムを運用し、岩国および岩国に隣接する医療圏内での診療情報の共有および適正かつ有効な利用を行う。

(呼称)

第2条 本システムの呼称を「いつつばしネット」とする。

(運営管理)

第3条 「いつつばしネット」の総括的な運営は岩国市医師会が設置する岩国地域医療情報システム協議会での話し合いに基づいて行い、医師会理事会での承認を経て執行する。

(運営管理の責務)

- 第4条 「いつつばしネット」の運営管理にあたり、協議会内に運営管理者を設置し、システムの運用、機密保持、情報管理について責任を持つものとする。
- 2 運営管理者は、システムを利用する者にアクセス権を付与するとともに、適正にシステムが利用されているか監視するものとする。また、不適正な利用がある場合には、改善を求めることができるものとし、必要に応じ付与したアクセス権を取り消すことができるものとする。
 - 3 運営管理者は、システムを正しく利用させるため、利用者の研修を行わなければならない。
 - 4 運営管理者は、患者又は利用者からのシステムに関する意見等を受け付ける窓口を設置しなければならない

(医療情報提供システムの管理)

第5条 医療情報提供システムを設置する医療機関の長は、その管理責任を負うものとする。また、医療情報提供システムの安全な管理・運用のために管理責任者を配置しなければならない。

(利用者)

第6条 利用者とは本規定に定めるID番号、パスワード等（以下「ID番号等」という）の登録を完了した以下のシステム利用参加者のことをいう。

- ① 岩国市医師会会員
- ② 岩国医療圏および隣接する医療圏内で岩国市医師会以外の郡市医師会会員
- ③ 医師会が特別に指名したシステム管理者（以下「管理者」とする）
- ④ 病院代表者（以下「代表者」とする）が特別に認めた病診連携室（以下「連携室」とする）責任者
- ⑤ ネットワークに接続された病院に勤務する医師
- ⑥ 岩国医療圏および隣接する医療圏内で地域連携パス運用に必要な医師以外のスタッフ

(利用者の責務)

- 第7条 利用者は、システムの利用に際し、本規程のほか「著作権法（昭和45年法律第48号）」、「個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」およびその他の法令を遵守しなければならない。
- 2 利用者は規定に定める目的以外にその著作物及び個人情報を利用してはならない。
- 3 利用者はシステムを通じて入手した診療情報を、当該患者診療上での利用または患者本人とその許可を得た家族や関係者への説明目的以外には撮影、複製、保存、公開、提供のいずれもしてはならない。
- 4 システム上の情報の取扱いについては岩国医療連携情報システム協議会（以下「協議会」とする）が別に細則を定めるものとする。
- 5 利用者はセキュリティに十分注意し、ID番号およびパスワードはたとえ当該医療機関職員であっても許可された利用者本人以外の者には使用させてはならない。
- 6 利用者はシステムに接続するために使用する端末には必ずウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新しなければならない。

第2章 システムの利用

(利用者資格等)

- 第8条 システムを利用できる者は第6条に定める利用者資格を持つもののみとする。
- 2 システム利用を希望する者は、協議会が定める細則に基づき、所定の講習を受講しなければならない。
- 3 岩国市医師会長（以下「医師会長」とする）は前項の規定による受講が終了し、適切と認めるときは、すみやかにID番号、パスワードおよび受講修了証を発行するものとする。
- 4 前項の規定により受講修了証を交付したときに当該利用者に交付されるID番号、パスワードは専ら本システムのみに登録・使用するものとし、同じ組み合わせを他のサービスへのログインやアクセスに使用してはならない。
- 5 ID番号等の発行手続きは、岩国市医師会事務局（以下「事務局」とする）にて受け付け、アクセスするための設定は各々の情報提供側病院のあらかじめ定められた連携室にて行うものとする。
- 6 システムの利用者で、接続を行う端末やその接続環境に変更を生じたものは、直ちにその旨を事務局に届け出なければならない。

(システムの利用形態)

- 第9条 システムの利用者は本規定および細則に定めた要件を満たすシステム端末を用いてアクセスを行い、情報の発信および受信を行うものとする。
- 2 ID番号およびパスワードの利用は交付を受けた本人のみが利用するものとし、当該医療機関職員であっても代理のものに使用させてはならない。ただし、情報提供側病院代表者が特別に認められた連携室担当者が利用する場合はこの限りではない。

(利用できる機能)

- 第10条 システムで利用できる機能は、情報提供側病院を受診し、かつシステムに参加する同意を得た患者の診療録、検査結果、治療薬剤情報などの診療情報閲覧とする。ただし、診療情報の開示内容については情報提供側病院が任意に設定できるものとする。

- 2 地域連携パスの運用に必要な医師以外のスタッフに発行された I D 番号でアクセスする場合は、その機能を地域連携パスシートの閲覧および記入に限定する。

(利用時間)

第 1 1 条 システムの利用は、24 時間 365 日常時可能とする。ただし定期的な保守の場合は、利用者に対してシステムを通じ、事前に通知をした上で運用を停止する。予測できない事情で保守点検・修理が必要となった場合は予告なく運用を停止するものとする。

(機能等の変更等)

第 1 2 条 システムの適正な運用を維持するために必要な場合は、システムに関する機能又は利用時間の変更又は停止を行う。

- 2 前項の規定により変更又は停止をするときは、利用者に対し事前にその旨をシステムを通じて連絡するものとする。ただし、緊急その他、医師会長が特に理由があると認めるときはこの限りでない。

第 3 章 I D 番号、パスワードなど

(利用者の識別番号の種類)

第 1 3 条 利用者の識別番号は、次の 3 種類とする。

- 1 利用者 I D : 本システムの利用者を個別に識別する記号番号
- 2 管理者 I D : 協議会が特別に指名した管理者を個別に識別記号番号
- 3 パスワード : 本システムのログイン時に必要な利用者のみが知る秘密の文字列

(I D 番号等の管理等)

第 1 4 条 利用者は、I D 番号とパスワードを適切に管理するとともに、当該 I D 番号とパスワードの利用許可を受けた本人以外に利用させてはならない。ただし、「利用者 I D」については代表者が特別に認めた者が利用する場合はこの限りではない。

- 2 システムに登録されるパスワードは、あらかじめ定めた一定期間で更新するものとする。変更されない場合、または一定期間利用がない場合は、機能を一時停止するものとする。
- 3 I D 番号とパスワードが前項の機能停止となった場合には、利用者マニュアルに定める手順で、利用再開を行うものとする。
- 4 登録医療機関の長は、所属するシステム利用者が本規定の利用者に該当しなくなったときは、その管理責任をもって、すみやかに I D 番号等の取り消しを申請しなければならない。
- 5 I D 番号とパスワードについては管理者が管理する。

第 4 章 機能の登録・削除

(独自の地域連携サーバ等の登録等)

第 1 5 条 岩国医療連携情報システム内に独自の地域医療連携サーバ等を開設しようとするものは、登録申請書を事務局に提出し登録しなければならない。

- 2 前項の規定により申請書が提出された場合、事務局は協議会に報告し、当該申請書の記載内容を審査し、適切と認めたときはこれを承認する。

(通信内容の削除)

第16条 通信内容について次の各号に該当する場合、内容削除をするものとする。

- 1 通信内容に利用者相互の信頼関係を失墜させるおそれがあるとき。
- 2 記載期限を経過した情報があるとき。
- 3 法令や条例の各条項に違反したとき。
- 4 同意した患者本人より削除の申し出があったとき

(ID番号等の取り消し)

第17条 利用者が次の事項のいずれかに該当したときは、ID番号は取り消しをするものとする。

- 1 本規定の利用者に該当しなくなったとき。
- 2 法令等の各条項に違反したとき。
- 3 システム上の情報の取り扱いが不適切であり、指導・警告にもかかわらず改善が認められない場合。

第5章 その他

(岩国地域医療連携情報システム協議会)

第18条 この規定によるシステムの適正な運用を維持管理するため、岩国市医師会内に岩国地域医療連携情報システム協議会（以下、協議会とする）を置く。

- 2 協議会は、医師会長が指名するものをもって組織する。
- 3 協議会には委員長を委員の互選もって1名を置く。
- 4 委員長は、必要に応じ協議会を招集する。
- 5 協議会の事務は、医師会事務局において処理する。
- 6 この規定に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、医師会長が協議会に諮って定める。

(掲載情報の取扱い)

第19条 医師会は、必要と認めた場合、システム上に掲載された情報を著作権者の承諾を得て発行する冊子等に利用することができる。その場合において、著作権者が未成年者のときは、その保護者の同意も得て行うものとする。

(利用者規定の変更)

第20条 利用者規定の変更は協議会において取り扱い、出席した委員の4分の3以上の多数による議決を経た後に医師会理事会の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定によらず、システム利用料の変更は、医師会理事会の議決を必要とする。

(事務局)

第21条 この規定に定める事務手続き等に置いては医師会事務局がその業務を行うものとする。

(その他必要事項)

第22条 この規定に定めるもののほか、必要な事項並びに違反行為については協議会が別に定め、審議し、必要に応じて医師会理事会で審議する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規定は、平成26年4月1日から施行する。